

重要! 保険証有効期限切れ後の対応について

■高齢受給者証の発行終了（70～74歳の被保険者が対象）

マイナンバーカードと保険証等の原則一本化の方針に基づき、毎年8月に更新してきた高齢受給者証は、今年度より廃止となります。今後は、マイナンバーカードの保険証利用登録がされた「マイナ保険証」をお持ちの方には「資格情報通知書」 お持ちでない方には「資格確認書」に、それぞれ負担割合を印字したものを毎年8月に交付します。

マイナ保険証が登録済の方

【資格情報通知書】A4型の用紙

330-0854
あいたま市大宮区桜木町4丁目00-00
〇〇〇〇様

資格情報通知書
関東信越税理士国民健康保険組合 113043

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおり通知します。
なお、この通知書のみでは受診できません。

記号	番号	(枝番) 01
氏名	アサノ	
負担割合	3割	
有効期日	令和	年 月 日
有効期限	令和	年 月 日
適用開始年月日	平成	年 月 日
交付年月日	令和	年 月 日

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない機器的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。）

下面を切り取ってご利用いただくこともできます。
（この通知書のみでは受診できません）

資格情報通知書
税理士 令和 年 月 日発行
関東信越税理士国民健康保険組合 113043

記号	番号	(枝番) 01
氏名	アサノ	
負担割合	3割	
有効期日	令和	年 月 日
有効期限	令和	年 月 日

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

マイナ保険証が未登録の方

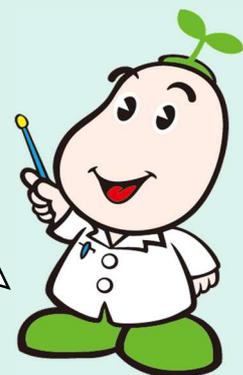
【資格確認書】保険証と同じカード型

国民健康保険 資格確認書 税理士
有効期限 令和 年 月 日
発効期日 令和 年 月 日

記号 番号 (枝番) 01
氏名 昭和 年 月 日 性別
生年月日 平成 年 月 日 負担割合 3割
資格取得年月日 令和 年 月 日
交付年月日 令和 年 月 日
組合員氏名
住所

保険者番号 113043 関東信越税理士国民健康保険組合

令和7年8月1日より
70歳以上の方は所得に応じて
2割か3割の「負担割合」
が表示されるようになります！
※70歳未満の方は所得判定がないため
負担割合は表示されません。



現在は原則マイナ保険証で医療機関等を受診することになっていますが、マイナ保険証をまだお持ちでない方は、令和7年8月1日以降は資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで受診できます。

資格情報通知書は被保険者記号・番号・保険者名等が確認できるもので、オンライン資格確認が困難な医療機関等(カードリーダーが未設置・故障している等)を受診する際に、マイナンバーカードと一緒に窓口で提示することで保険診療を可能にするものです。なお資格情報通知書のみでは受診できません。

(裏面に続く)

※大切なお知らせになりますので必ず両面をご一読ください

紙の保険証は令和 7 年 9 月 30 日で有効期限が切れますが、その前にマイナ保険証をお持ちの方には資格情報通知書を、まだお持ちでない方には資格確認書を一齐交付します。年齢や加入時期・保険証の有無により交付の時期が異なりますのでご注意ください。(後期高齢者は対象外)

令和 6 年 12 月 1 日以前の加入者 (9/30 までの保険証あり)			有効期限※
マイナ保険証 あり	70 歳以上	 通知書:令和 7 年 7 月交付	令和 8 年 7 月 31 日
	70 歳未満	 通知書:令和 7 年 7 月交付	有効期限なし
マイナ保険証 なし	70 歳以上	 確認書:令和 7 年 7 月交付	令和 8 年 7 月 31 日
	70 歳未満	 確認書:令和 7 年 7 月交付	令和 8 年 7 月 31 日

令和 6 年 12 月 2 日以降の加入者 または 資格情報変更者 (9/30 までの保険証なし)			有効期限※
マイナ保険証 あり	70 歳以上	 通知書:令和 7 年 7 月交付	令和 8 年 7 月 31 日
	70 歳未満	交付なし★	
マイナ保険証 なし	70 歳以上	 確認書:令和 7 年 7 月交付	令和 8 年 7 月 31 日
	70 歳未満	 確認書:令和 7 年 9 月交付	令和 8 年 7 月 31 日

上記の一齐交付により、資格確認書・資格情報通知書がお手元に届いた方については、紙の保険証も令和 7 年 9 月 30 日の有効期限まで併用できます。なお、一齐交付される資格確認書には有効期限が記載されます。資格情報通知書には 70～74 歳の方のみ有効期限が記載されます。

※有効期限は最長で令和 8 年 7 月 31 日までです。それまでに 75 歳の誕生日を迎える方は、前日までの有効期限となります。

★既に資格情報通知書をお持ちの 70 歳未満の令和 6 年 12 月 2 日以降の加入者または資格情報変更者の方には、資格情報通知書の一齐交付は行いません。

■マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない方へ

マイナ保険証を利用するには、事前にご自身で「保険証利用登録」が必要となります。利用登録手順については、組合 HP の URL または QR コードからご確認ください。



<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/news.html?id=234&preview=1&content=news>

【お問合わせ先】 関東信越税理士国民健康保険組合 TEL:048-631-2211
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-376-1 FAX:048-644-3030

